

○天川村新型コロナ対策・観光関連事業者向け応援金（中小法人等向け）給付要綱

（令和2年6月11日要綱第13号）

（目的）

第1条 新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、緊急事態宣言が発表されるなど社会的な制約を受けている。ウイルス感染の拡大を阻止するために政府以下国民が一丸となって危急の大事に立ち向かう中で、地域間の移動が抑制され、特に観光関連業種は危機的な状況に陥っている。この新型コロナ対策・観光関連事業者向け応援金は、新型コロナウイルス感染症対策のため自らの事業を自粛した者、また、観光客等減少により大きな影響を受ける等の法人、個人に対して不断の努力に報いるために、防疫対策や事業の継続と再起の糧としてお使い頂く応援金を給付するものとする。

（通則）

第2条 天川村新型コロナ対策・観光関連事業者向け応援金（以下「応援金」という。）の給付については、この規定に定めるところによる。

（申請対象者）

第3条 応援金の申請を行う者（以下「申請者」という。）が、中小法人等の場合には、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

(1) 2020年4月1日時点において、次のア又はイのうちいずれか一つの要件を満たす法人であること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であること

ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること

イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること

(2) 2019年以前から主として4号に掲げる観光関連事業により事業収入（確定申告書（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第31号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。別表1における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとする。）（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること

(3) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が30%（小数点以下切り捨て。以下同じ。）以上減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること。対象月は、2020年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が30%以上減少した月のうち、ひと月を申請者が任意に選択する。なお、対象月の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として国又は県から支給される給付金等の現金給付を除いて算出することができる

(4) 2020年1月1日以前から天川村内に事業所を有し、次のアからカのいずれかの観光関連事業を営んでおり、なおかつ天川村に法人税を納めていること

ア 日本標準産業分類の食料品製造業、清涼飲料製造業

イ 日本標準産業分類の道路旅客運送業、駐車場業

ウ 日本標準産業分類の飲食料品卸売業、飲食料品小売業、無店舗小売業

- エ 日本標準産業分類の宿泊業、飲食サービス業
  - オ 日本標準産業分類の医薬品製造業、医薬品販売業
  - カ その他、村長が特に必要と認める事業
- (5) 税及び村の徴収金を滞納していないこと
- (6) 村から組織維持のための補助金の交付を受けていないこと
- (7) この応援金の申請は、世帯で法人、個人と複数の事業があっても申請できるのは1件のみとする。また、世帯が別でも同一住所の親子、親族については同一世帯と見なし複数申請を除外する
- (応援金の額)

第4条 応援金の額は、30万円を超えない範囲で、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入から対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いたものとする。なお、その額に千円未満の端数がある場合はその額は切り捨てることとする。

(応援金の申請)

第5条 応援金の申請期間は、令和2年6月22日から、令和3年1月15日までとする。

2 申請は、国持続化給付金の提出書類に準ずるものとして、中小法人等にあっては、様式第1号に次の各号に掲げる書類等のデータ（以下「証拠書類等」という。）を添付し、申請期間内に、村長に対し行うものとする。

- (1) 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表1の控（收受日付印が押されていること。なおe-Taxによる申告の場合は、受信通知を添付すること。）及び法人事業概況説明書の控
- (2) 対象月の月間事業収入がわかるもの（売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告書の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。）
- (3) 法人名義の振込先口座の通帳の写
- (4) その他村長が必要と認める書類

(宣誓事項)

第6条 次の各号のいずれにも宣誓した者でなければ、応援金を給付しない。

- (1) 第3条の要件を満たしていること
- (2) 申請書に添付する証拠書類等（以下「基本情報等」という。）に虚偽のないこと
- (3) 次条の不給付要件に該当しないこと
- (4) 村長または村長が委任した者が行う関係書類の提出指導、事情聴取等の調査に応じること
- (5) 不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各本条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない応援金を受け、又は受けようとする）等が発覚した場合には、第10条の規定に従い応援金の返還等を行うこと
- (6) 別紙で定める暴力団排除に関する誓約事項

- (7) 本要綱に従うこと
  - (8) 申告書類を閲覧することに同意すること
- (不給付要件)

第7条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、応援金を給付しない。

- (1) 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- (3) 政治団体
- (4) 前各号に掲げる者の他、本給付金の趣旨・目的から適切でないと村長が判断する者

2 上記各号のいずれかに該当する申請者に対しては、村長が次条の不給付通知を行う。

(応援金の給付)

第8条 村長は、第5条に基づく申請があったときは基本情報等について審査を行った上で、給付又は不給付を決定し、その結果を、給付の場合は様式第2号により、不給付の場合は様式第3号により申請者に通知するものとする。また村長は、給付を決定したとき、この決定をもって、給付額の確定とみなす。

(応援金の給付方法)

第9条 前条で給付の決定を受けた者は、給付決定通知を受けた後、速やかに応援金給付請求書(様式第4号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は給付金給付請求を受け取った時は、前条で定める給付額を給付するものとする。

(応援金に係る不正受給等への対応)

第10条 申請者の申請が給付要件を満たさないこと又は不給付要件に該当することが疑われる場合、村長は次の各号の対応を行う。

- (1) 提出された基本情報等について審査を行い不審な点がみられる場合等に調査を開始する。申請者等の関係者に対する関係書類の提出指導、事情聴取等の調査については、村長が指示した者が行うことを原則とし、これらの調査を行った後、当該関係者に対する対処を決定する。なお、既に給付した応援金について調査を行う場合も同様とする

- (2) 村長は、調査の結果、申請者の申請が給付要件を満たさないこと又は不給付要件に該当することが判明した場合には、応援金の返還に係る通知を行う

2 応援金の不正受給に該当することが疑われる場合は、村長は、前項の対応に加え、次の各号の対応を行う。

- (1) 不正受給を行った申請者は、前項第2号の給付金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額に、その2割に相当する額を加えた額を支払う義務を負い、村長は当該申請者に対し、これらの金員を請求する旨の通知を行う
  - (2) 不正受給が発覚した場合には、村長は原則として法人名等の公表を行う
  - (3) 村長は、不正の内容により、不正に給付金を受給した申請者を告発する
- (証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例)

第11条 申請日が、その属する事業年度の直前の事業年度の確定申告の申告期限内であり、又は申告期限が延長されており、かつ当該確定申告を完了していない場合には、応援金申請に必要な証拠書類等について、対象月の属する事業年度の2事業年度前の確定申告書類で代替することができる。また、その他相当の事由により提出できないものと村長が認めるときは、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した又は申告予定の月次の事業収入額を証明できる書類であって、税理士による押印及び署名がなされたもので代替することができる。

- 2 法人名が変更された場合（対象月の属する事業年度に合併により法人名が変更された場合を除く。）には、法人番号に変更がないときは同一の法人とみなし、法人番号に変更があるときは別法人とみなす。
- 3 第4条に規定する応援金の額について、次の各号のいずれかに該当する申請者は、代替措置として、別表に定める証拠書類等を提出することで、別表の算定式及び基本情報を用いて応援金の額の算定を行うことができるものとする。ただし、この場合においても応援金の額は30万円を超えないものとし、千円未満の額は切り捨てることとする。
  - (1) 2019年1月から12月の間に設立した法人である場合
  - (2) 月あたりの事業収入の変動が大きい場合
  - (3) 事業収入を比較する2つの月の間に合併を行っている場合
  - (4) 連結納税を行っている場合
  - (5) 事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した場合
  - (6) 2018年又は2019年に天川村から発行された罹災証明書及び被災証明書等を有する場合

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、応援金に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第11条関係)

別表

項	証拠書類等の特例	給付金算定式及び基本情報の特例
1 2019年1月から12月の間に設立した法人である場合	2019年1月から12月までの間に法人を設立した場合であって、対象月の月間事業収入が、2019年の月平均の事業収入に比べて30%以上減少している場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。 1 第5条第2項で定める証拠書類等(2019年中に複数の事業年度が存在する場合には、2019年中の全ての事業に係るものを提出すること。)	$A \div M \times 12 - B \times 12$ A : 2019年の年間事業収入 M : 2019年の設立後月数(設立した日の属する月も、操業日数に関わらず、1ヶ月とみなす。) B : 対象月の月間事業収入

	<p>2 履歴事項全部証明書（法人の設立年月日が2019年1月1日から12月31日までの間であること。）</p>	<p>入</p>
<p>2 月あたりの事業収入の変動が大きい場合</p>	<p>少なくとも2020年の任意の1ヵ月を含む連続した3ヶ月（以下「対象期間」という。）の事業収入の合計が、前年同期間の3ヵ月（以下「基準期間」という。）の事業収入の合計と比べて30%以上減少している場合であって、基準期間の事業収入の合計が、基準期間の属する事業年度の年間事業収入の50%以上に相当する場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。ただし、基準期間が複数の事業年度にまたがる場合は、基準期間の事業収入の合計が基準期間の終了月の属する事業年度の年間事業収入の50%以上に相当していなければならない。なお、対象期間の終了月は2020年12月以前とする。また、法人事業概況説明書に月次の事業収入が記載されていない場合、本特例を用いることができない。</p> <p>1 第5条第2項で定める証拠書類等（基準期間が複数の事業年度にまたがる場合には、第5条第2項第1号の証拠書類等について、当該期間の全ての期間の分を月間事業収入がわかる形で提出すること。また、対象期間が複数の事業年度にまたがる場合には、第5条第2項第2号の証拠書類等について、当該期間の全ての期間の分を提出すること。）</p>	<p>A - B</p> <p>A : 基準期間の事業収入の合計</p> <p>B : 対象期間の事業収入の合計</p>
<p>3 事業収入を比較する2つの月の間に合併を行っている場合</p>	<p>事業収入を比較する2つの月の間に合併を行った場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。ただし、2019年以前に合併を行った法人はこの特例を適用できず、2019年1月から12月の間に合併した法人は、第11条第3項第1号の特例を適用することを可能とする。</p> <p>1 第5条第2項で定める証拠書類（第5条第2項第1号については合併前の各法人に係るものであり、2019年中に複数の事業年度が存在する場合には、2019年中の全ての月間事業収入がわかるものとする。また、第5条第2項第2号から第4号までについては合併後の法人に係るものとする。）</p>	<p>A - B × 1.2</p> <p>A : 合併前の各法人の2019年の年間事業収入の合計</p> <p>B : 合併後の法人の対象月の月間事業収入</p>

	<p>2 履歴事項全部証明書（合併年月日が事業収入を比較する2つの月の間であること。）</p>	
<p>4 連結納税を行っている場合</p>	<p>連結納税を行っている法人は、個別法人ごとに、第3条に規定する要件を満たす場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。なお、この特例は、第11条で定める他の特例と併用することができる。</p> <p>1 第5条第2項で定める証拠書類等（確定申告書別表1の控については、連結法人税の個別帰属額等の届出書で代替するものとする。）</p>	<p><math>A - B \times 12</math></p> <p>A：対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入</p> <p>B：対象月の月間事業収入</p>
<p>5 事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した場合</p>	<p>申請者は法人であるが、事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化したため、証拠書類等の一部が個人事業者として作成されている場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。ただし、2019年以前に法人化した法人はこの特例を適用できず、2019年1月から12月の間に法人化した法人は、第11条第3項第1号の特例を適用することを可能とする。</p> <p>1 第5条第2項で定める証拠書類等（第5条第2項第1号については、2019年分の法人化前の個人事業者に係るものとし、第5条第2項第2号から第4号までについては、法人化後の法人に係るものとする。）</p> <p>2 法人設立届出書（法人税法第148条）又は個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法（昭和40年法律第33号）第229条）（法人設立届書の場合は、法人設立届書の「設立の形態」欄において、「1個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択しており、「整理番号：」に個人の確定申告に番号を記載していること。個人事業の開業・廃業等届出書の場合は、「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致していること。）</p> <p>3 履歴事項全部証明書（法人の設立年月日が事業収入を比較する2つの月の間であること。）</p>	<p><math>A - B \times 12</math></p> <p>A：2019年の法人化前の個人事業者の事業収入</p> <p>B：対象月における法人化後の法人の月間事業収入</p>
	<p>2018年又は2019年に天川村から発行された罹災証明書及び被災証明書を有する法人の場合、次の証</p>	

<p>6 2018年 又は2019年 に天川村から発 行された罹災証 明書又は被災証 明書を有する場 合</p>	<p>拠書類等の特例及び右の計算定式及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>1 第5条第2項で定める証拠書類等(第5条第2項第1号については、罹災証明又は被災証明を受けた日の属する事業年度の直前の事業年度に係るもの。)</p> <p>2 罹災証明書及び被災証明書(2018年又は2019年に天川村から発行されたものに限る。)</p>	<p><math>A - B \times 1.2</math></p> <p>A : 罹災証明又は被災証明を受けた日の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入</p> <p>B : 対象月の月間事業収入</p>
--	---	--

別紙(第6条関係)

別紙(暴力団排除に関する誓約事項)

[別紙参照]

様式第1号(第5条関係)

天川村新型コロナ対策・観光関連事業者向け応援金給付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第8条関係)

天川村新型コロナ対策・観光関連事業者向け応援金給付決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第8条関係)

天川村新型コロナ対策・観光関連事業者向け応援金不給付決定通知書

[別紙参照]

様式第4号(第9条関係)

天川村新型コロナ対策・観光関連事業者向け応援金請求書

[別紙参照]